

届出駐車場の手引き

2021年(令和3年)4月

釧路市 住宅都市部 都市計画課

目 次

1	概 要	P 1
2	届出駐車場手続きフロー図	P 2
3	届出駐車場手続きフロー図関係	P 3
4	駐車場法の届出	P 6
5	バリアフリー新法の届出	P 1 1
6	様 式	P 1 6
7	駐車場法の規定による技術基準	P 3 4
8	バリアフリー新法の規定による技術基準	P 3 8
9	関係法令	P 3 9

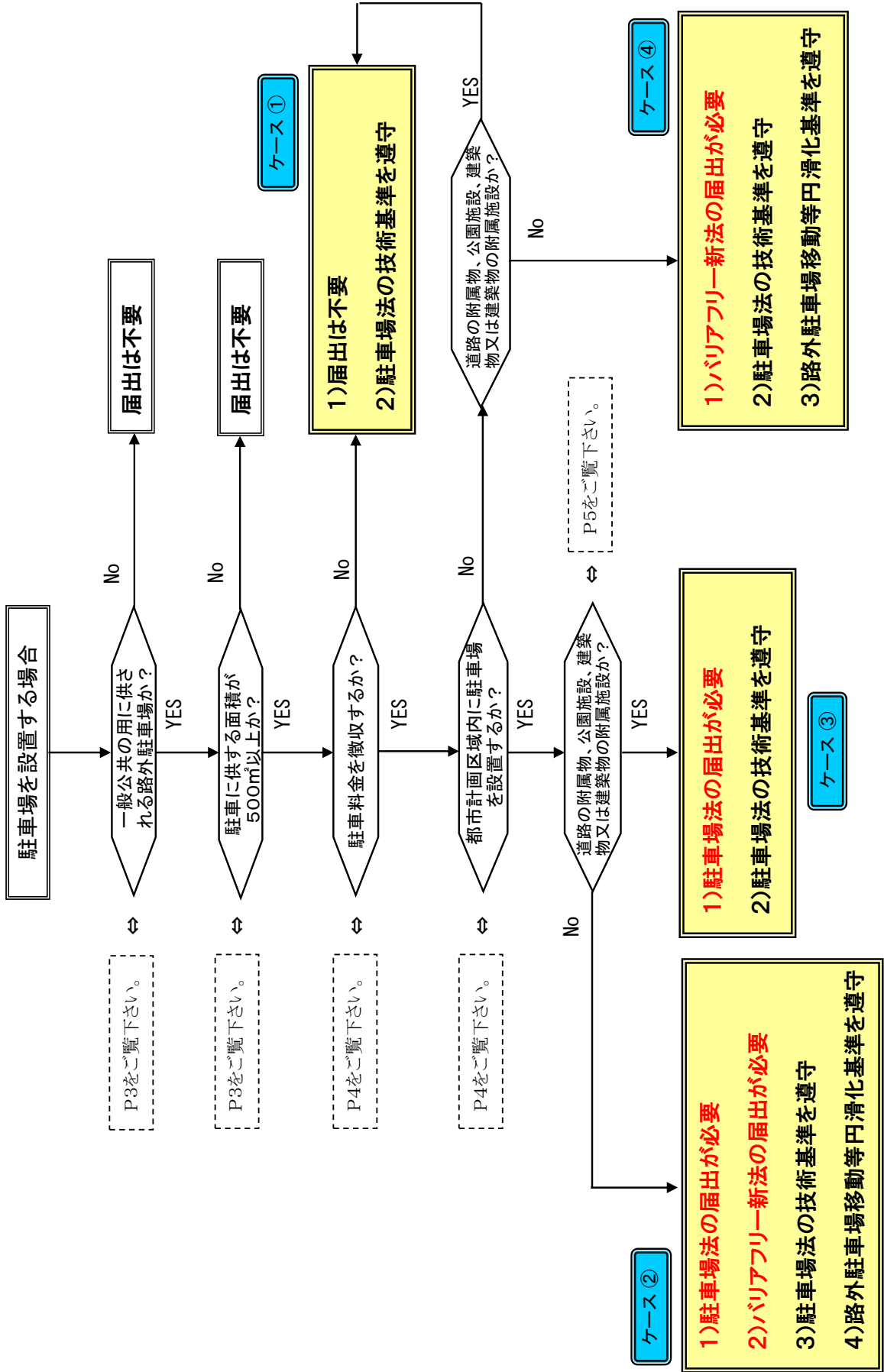
1 概要

「駐車場法」第12条では、路外駐車場管理者に対し、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項について届出の義務を規定しています。〔条文においては、都道府県知事に届出を行う規定とされていますが、「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例」により権限委譲されたことから、平成12年4月1日から釧路市長へ届出を行うこととなりました。〕

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）の制定によって、平成18年12月20日から特定路外駐車場を設置する場合にも届出が義務付けられました。〔条文においては、都道府県知事に届出を行う規定とされていますが、権限委譲により平成22年4月1日から釧路市長へ届出を行うこととなりました。〕

本手引きは、これらの法の規定により駐車場を設置（変更等）する際の届出について、分かりやすく解説することを目的として作成したものです。

2 届出 駐車場事務フロー図



3 届出駐車場事務フロー図関係

(1) 路外駐車場について

路外駐車場の定義は、駐車場法第2条第1項第2号に規定されています。

駐車場法（関係分抜粋）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

(2) 一般公共の用について

一般公共の用に供されるとは、駐車場を利用する人を限定せず、不特定多数の一般公衆の自由な利用に供されることをいいます。

（例）時間貸し駐車場、一時預かり駐車場

注1) 病院、店舗などにおいて、「専用駐車場」と明示している場合であっても、出入口で管理人などが一般の利用を排除し、厳密に利用者が限定されている場合以外は、一般公共の用に供せられる駐車場に該当します。

注2) 月極駐車場など特定の方の自動車のみを取り扱う駐車場は路外駐車場に該当しません。

(3) 駐車に供する面積について

一般公共の用に供する「駐車マス」の合計面積をいいます。

駐車場の車路、設備や管理施設などは面積に含みません。

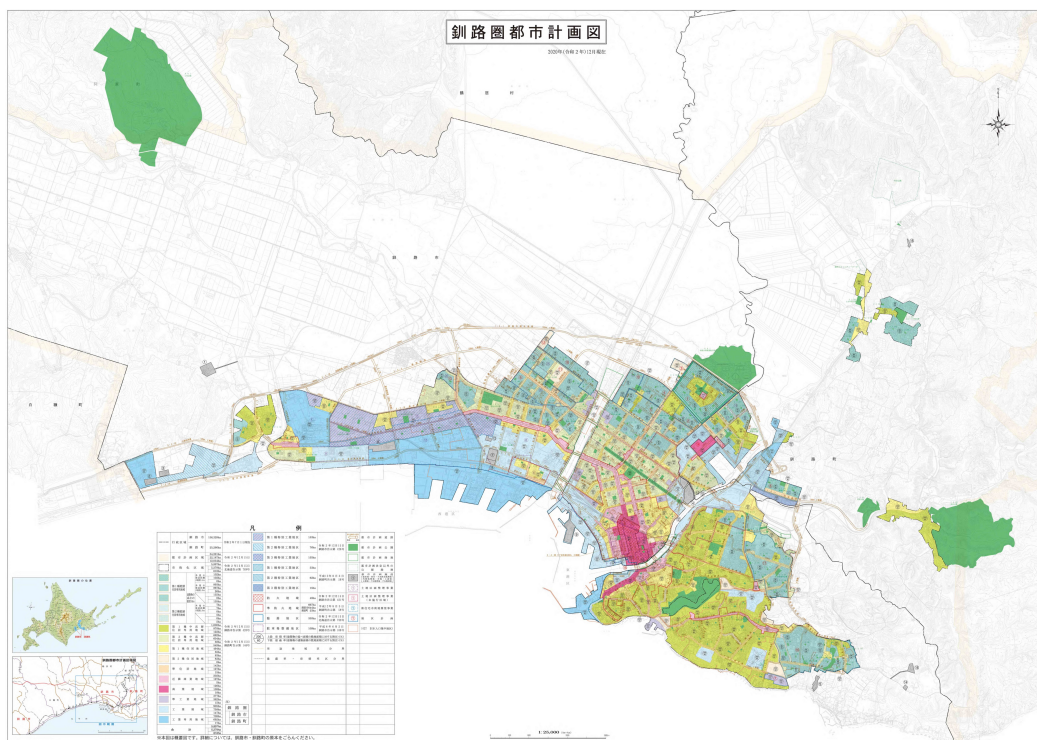
(4) 料金の徴収について

一般的な時間貸し駐車場における料金の徴収のほかに、次の場合も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

- 1) 一定時間無料の後、料金を徴収するもの。
- 2) 提携する商店などのレシート、発行される駐車券への押印などでチェックを行い、レシートや駐車券の押印などが無いものや時間の超過分について別途料金を支払うもの。
- 3) 駐車場の直接の利用者以外が相当料金を支払うもの。(商店などを利用した人に駐車券を発行し、その駐車券に該当する金額を商店などが支払う場合など)

(5) 都市計画区域について

都市計画区域とは、都市計画法第5条の規定により指定された区域をいいます。
[釧路市においては、合併前の旧釧路市の行政区域(22,187ha)が都市計画区域となります。]



釧路圏都市計画区域

都市計画法（関係分抜粋）

（都市計画区域）

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

（6）道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設について

道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設として設置する路外駐車場は、バリアフリー新法の規定（特定路外駐車場）による届出が不要となります。

（理由）

駐車場法第2条第2号の路外駐車場には、道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設も該当します。

建築物又は建築物の附属施設である場合には、建築確認により建築前に審査することが可能であり、道路や都市公園についても、それぞれの管理者が公的主体として基準適合の責務を果たすこととされています。

このため、これらの路外駐車場に対する適合義務は、それぞれの施設（道路・公園・建築物）の管理者に課すこととし、特定路外駐車場からは除外しています。

よって、特定路外駐車場には、道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設のいずれも該当しない、主に平面式の青空駐車場が該当します。

4 駐車場法の届出

(1) 路外駐車場管理者

以下の①～④の全てに該当する駐車場を設置する者は、路外駐車場管理者として、駐車場法の規定による届出が必要となります。

<ul style="list-style-type: none">① 路外駐車場を設置する場合② 駐車マスの合計面積が500㎡以上となる場合③ 駐車料金を徴収する場合④ 都市計画区域内に駐車場を設置する場合	} 路外駐車場管理者
---	------------

(2) 届出の種類

<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 設置の届出 (駐車場法第12条)<input type="checkbox"/> 管理規程の届出 (駐車場法第13条)<input type="checkbox"/> 変更の届出 (駐車場法第12条、13条)<input type="checkbox"/> 休止・再開の届出 (駐車場法第14条)<input type="checkbox"/> 廃止の届出 (駐車場法第14条)
--

注)2021年(令和3年)4月1日から各届出書の押印を廃止することとなりました。

1) 設置の届出

路外駐車場管理者が路外駐車場を設置する場合には、駐車場法第 12 条の規定により、あらかじめ市長に対して届け出なければなりません。

駐車場法（関係分抜粋）

（設置の届出）

第十二条 都市計画法第四条第二項 の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項 の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ。)に届け出なければならない。

注)「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例」(平成 12 年 3 月 29 日条例第 24 号)における権限委譲により、平成12年4月1日から釧路市長へ届出を行うこととなりました。

■ 届出に必要な書類及び添付図面

- ① 路外駐車場設置届出書（P 17 をご覧下さい。）
- ② 地形図（路外駐車場の位置を表示） 縮尺 1/10,000 以上
- ③ 平面図（下記の事項を表示） 縮尺 1/200 以上
 - a) 路外駐車場の区域
 - b) 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く）
 - c) 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分及び橋
- ④ 平面図（建築物である路外駐車場の場合に必要） 縮尺 1/200 以上
 - a) 各階平面図
 - b) 二面以上の立面図及び断面図

注) 機械式駐車装置を設置する場合の提出書類及び図面については、P 14 をご覧下さい。

3) 変更の届出

① 設置の届出を変更する場合

路外駐車場管理者が路外駐車場の設置の届出を行った後、届け出である事項を変更しようとするときには、あらかじめ市長に対して届け出なければなりません。

■ 届出に必要な書類及び添付図面

- ① 路外駐車場変更届出書（P 17をご覧ください。）
- ② 図面〔地形図（縮尺 1/10,000 以上）及び平面図（縮尺 1/200 以上）のうち、変更しようとする事項に係る図面〕

② 管理規程を変更する場合

路外駐車場管理者が管理規程に定めた事項を変更した場合には、10 日以内に市長に対して届け出なければなりません。

■ 届出に必要な書類

- ① 路外駐車場管理規程変更届出書（P 22をご覧ください。）
- ② 変更後の管理規程（変更届出書に変更内容を記載する場合には不要）

4) 休止・再開の届出

路外駐車場管理者が路外駐車場の全部又は一部の供用を休止又は再開した場合には、10日以内に市長に対して届け出なければなりません。

■ 届出に必要な書類

- ① 路外駐車場休止（再開）届出書（P 29をご覧ください。）
- ② 図面（一部休止又は再開の場合は、それぞれの場所が確認できる図面を添付して下さい。）

5) 廃止の届出

路外駐車場管理者が路外駐車場の全部又は一部を廃止した場合には、10日以内に市長に対して届け出なければなりません。

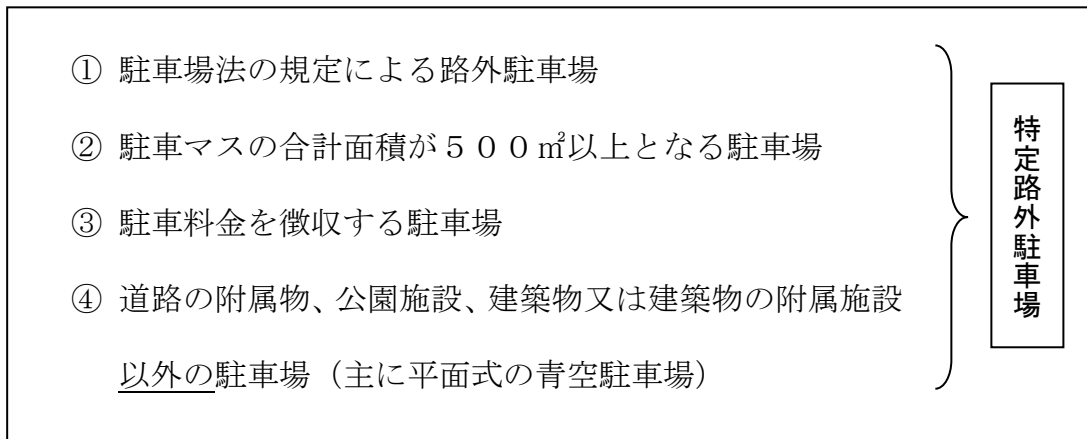
■ 届出に必要な書類

- 路外駐車場廃止届出書（P 29をご覧ください。）

5 バリアフリー新法の届出

(1) 特定路外駐車場

以下の①～④の全てに該当する駐車場（特定路外駐車場）を設置する者は、あらかじめ路外駐車場管理者等として、バリアフリー新法の規定による届出が必要となります。



(2) 届出の種類

<input type="checkbox"/> 設置の届出	・・・・・・・・（バリアフリー新法第12条第1項）
<input type="checkbox"/> 変更の届出	・・・・・・・・（バリアフリー新法第12条第2項）

1) 設置の届出

路外駐車場管理者等が特定路外駐車場を設置する場合には、あらかじめバリアフリー新法第12条第1項の規定により、市長に対して届け出なければなりません。

バリアフリー新法（関係分抜粋）

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

注）北海道からの権限委譲により、平成22年4月1日から釧路市長へ届け出ることとなりました。

① 特定路外駐車場の設置のみを届け出る場合

（P2の届出駐車場事務フロー図：ケース④に該当する場合）

■ 届出に必要な書類及び添付図面

- ① 特定路外駐車場設置届出書（P32をご覧ください。）
- ② 地形図（特定路外駐車場の位置を表示） 縮尺 1/10,000 以上
- ③ 平面図（下記の事項を表示） 縮尺 1/200 以上
 - a) 特定路外駐車場の区域
 - b) 路外駐車場車いす使用者用施設
 - c) 路外駐車場移動等円滑化経路
 - d) その他の主要施設

② 駐車場法の届出と併せて特定路外駐車場の設置を届け出る場合

(P 2 の届出駐車場事務フロー図：ケース②に該当する場合)

■ 届出に必要な書類

路外駐車場設置届出書に添付する書面 (P 3 3 をご覧下さい。)

注) 駐車場法の規定による路外駐車場設置届出書及び図面に上記の書面を添付して下さい。

2) 変更の届出

特定路外駐車場管理者等が特定路外駐車場設置の届出を変更する場合には、あらかじめ市長に対して届け出なければなりません。

■ 届出に必要な書類及び添付図面

① 特定路外駐車場変更届出書 (P 3 2 をご覧下さい。)

② 図面 [地形図 (縮尺 1/10,000 以上) 及び平面図 (縮尺 1/200 以上)]

のうち、変更しようとする事項に係る図面]

■ 駐車場法の届出における書類及び添付図面一覧

提出書類及び添付図面			提出部数	
			建築物の 駐車場	主に平面 駐車場
設置 (変更) の 届出	1	路外駐車場設置(変更)届出書 (P17)	2	2
	2	地形図(駐車場の位置を表示)縮尺 1/10,000 以上	2	2
	3	(1) 平面図(下記の事項を表示)縮尺 1/200 以上 a) 路外駐車場の区域 b) 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く) c) 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋	2	2
		(2) 平面図(建築物である路外駐車場の場合) 縮尺 1/200 以上 a) 各階平面図 b) 二面以上の立面図及び断面図	2	不要
	4	機械式駐車装置を設置する場合 a) 大臣認可の写し b) 仕様書または全体組立図	2	2
※ 変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみを添付して下さい。				
管理 規程 (変更)	1	路外駐車場管理規程(変更)届出書 (P21、22)	2	2
	2	管理規程(変更後の管理規程)(P23)	2	2
※ 変更届出書に変更内容を記入する場合には、変更後の管理規程は不要です。				
休止 ・ 再開	1	路外駐車場休止(再開)届出書 (P29)	2	2
	2	図面(一部休止又は再開の場合に添付)	2	2
※ 図面には、一部休止又は再開のそれぞれの場所を表示して下さい。				
廃止	1	路外駐車場廃止届出書 (P29)	2	2

※ P2の「届出駐車場事務フロー図」のケース②とケース③に該当する場合に、**駐車場法の届出が必要**となります。

■ バリアフリー新法の届出における書類及び添付図面一覧

提出書類及び添付図面			提出部数
設置の届出	1	特定路外駐車場設置届出書 (P 3 2)	2
	2	地形図 (特定路外駐車場の位置を表示) 縮尺 1/10,000 以上	2
	3	平面図 (下記の事項を表示) 縮尺 1/200 以上 a) 特定路外駐車場の区域 b) 路外駐車場車いす使用者用施設 c) 路外駐車場移動等円滑化経路 d) その他の主要施設	2
	4	路外駐車場設置届出書に添付する書面 (P 3 3) (駐車場法の届出を併せて行う場合)	2
	<p>※ P 2 の「届出駐車場事務フロー図」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ケース②に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場法の届出書及び図面に「4 路外駐車場設置届出書に添付する書面」のみを添付して提出して下さい。(1～3の届出書及び図面は不要です。) ■ ケース④に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1 特定路外駐車場設置届出書」 ・ 「2 地形図」 ・ 「3 平面図」を提出して下さい。(4の添付する書面は不要です。) 		
変更の届出	1	特定路外駐車場変更届出書 (P 3 2)	2
	2	図面 [地形図 (縮尺 1/10,000 以上) 及び平面図 (縮尺 1/200 以上) のうち、変更しようとする事項に係る図面のみを添付して下さい。]	2

6 様式

- (1) 路外駐車場設置（変更）届出書 P 1 7 ~ 1 8
- (2) 路外駐車場設置（変更）届出書の記入要領 P 1 9 ~ 2 0
- (3) 路外駐車場管理規程届出書 P 2 1
- (4) 路外駐車場管理規程変更届出書 P 2 2
- (5) 標準駐車場管理規程（例） P 2 3 ~ 2 7
- (6) 標準定期駐車契約書（例） P 2 8
- (7) 路外駐車場休止（廃止）（再開）届出書 P 2 9
- (8) 駐車場法第 13 条の路外駐車場管理規程の届け出について（受理） . . P 3 0
- (9) 受理済副本 P 3 1
- (10) 特定路外駐車場設置（変更）届出書 P 3 2
- (11) 路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面 P 3 3

路外駐車場設置（変更）届出書

釧路市長 あて

年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 模 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小 計	平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小 計	平方メートル	
	車路等の面積 (B)		平方メートル			
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
特定自動二輪車専用				平方メートル (駐車台数 台)		
四輪車及び特定自動二輪車併用				平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
小 計				平方メートル		
それ以外の部分			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小 計	平方メートル		
車路等の面積 (D)		平方メートル				

(次頁につづく)

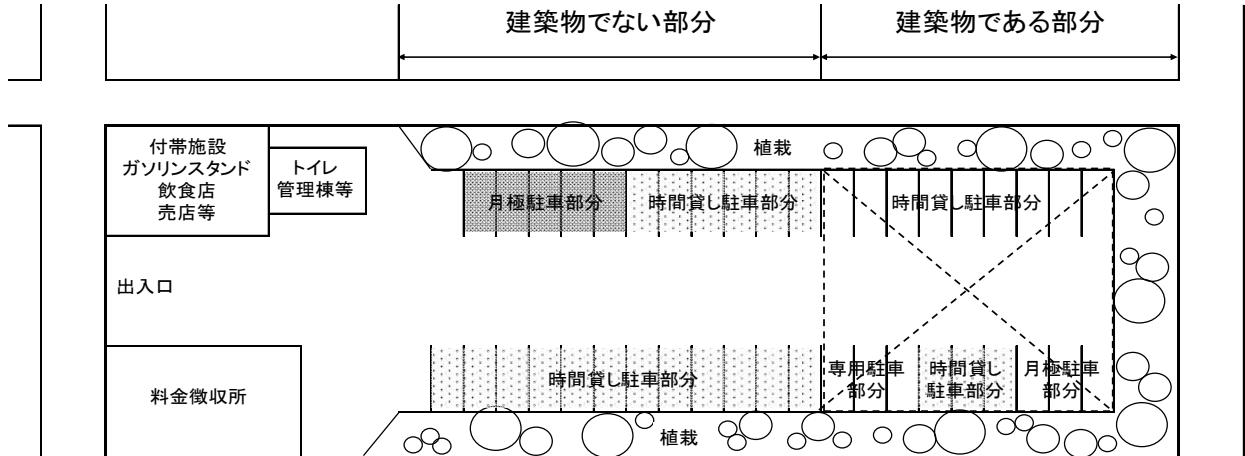
3	模 模	駐車のために供する部分の面積の合計(A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小 計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小 計	平方メートル
4 構造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊装置の有無				
		b 特殊装置に係る駐車 場法施行令第 15 条の規 定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6 附帯業務のための施設						
7 従業員概数						
8 供用開始(予定)日						
(注)						
道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のために供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3の口のa欄及びb欄の「駐車のために供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車のために供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

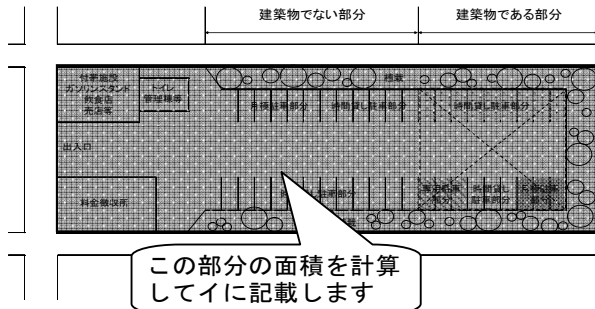
<路外駐車場設置（変更）届出書の記入要領>

●変更する場合は、変更しようとする事項を朱書きすること。

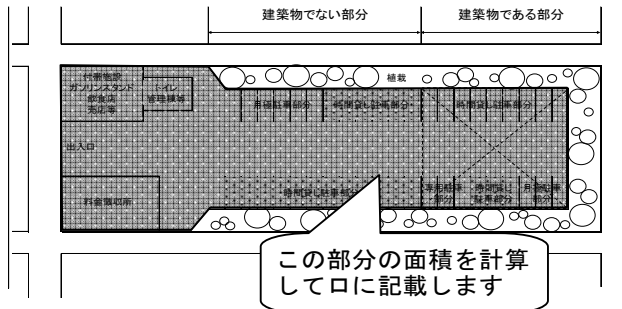


※「建築物である部分」は、立体駐車場、地下駐車場、屋上駐車場などをいう

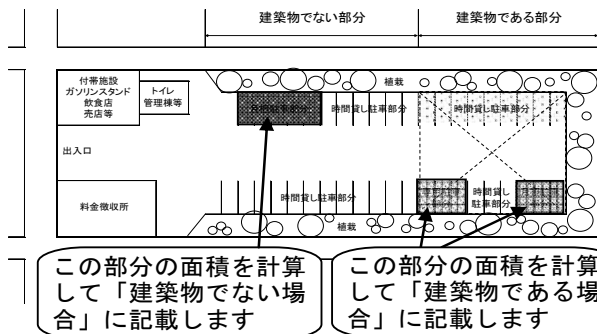
●3のイ。「駐車場の区域の面積」
：駐車場の敷地面積全部



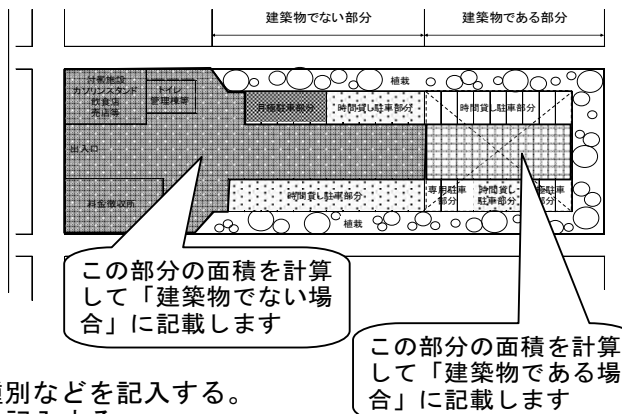
●3のロ。「駐車場の用に供する面積」：駐車場の面積（車路、駐車ます、料金徴収施設、その他を含む駐車場だけの総面積）



●3のロー a, b. 「駐車用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」：月極契約等一般の人が使わない部分



●3のロー a, b. 「車路等の面積」
：駐車ます以外の部分



- 4のイ. 建築物の階数、建築面積、構造上の種別などを記入する。
- 4のロ. 車路および駐車用に供する部のみを記入する。
- 5のイの a. 特殊装置を用いていれば「有」、用いていなければ「無」を記入する。
- 5のイの b 「認定の番号」は国土交通省の認定番号を記載する。
- 5のイの b 「特種装置の名称等」は、用いる特殊装置の商品名および製造会社を記入する。
- 5のロ. 換気装置、照明装置、警報装置などその他の施設の概要を記入する。
- 6. 飲食店、売店、ガソリンスタンド、自動車整備工場などの付帯施設があれば記入する。

路外駐車場管理規程届出書

年 月 日

釧路市長 あて

路外駐車場管理者 住 所

氏 名

〇〇〇〇〇〇駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、
駐車場法第13条第1項の規程に基づき届け出ます。

路外駐車場管理規程変更届出書

年 月 日

釧路市長 あて

路外駐車場管理者 住 所

氏 名

当駐車場の管理規程中、 の事項を 年 月 日から（下記または別紙）
のとおり変更したいので、駐車場法第13条第4項の規程に基づき届け出ます。

記

1. 駐車場名
2. 設置届出年月日及び番号
3. 変更内容

新

旧

※ 変更内容のうち、新については赤字、旧については黒字で記入すること。

標準駐車場管理規程（例）

〇〇〇駐車場管理規程

1. 名称

〇〇〇駐車場

所在地 北海道釧路市〇〇町〇丁目〇番〇号

2. 駐車場管理者

- (1) 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地
- (2) 名称 〇〇駐車場株式会社
- (3) 電話 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇 (代表)
- (4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 利用（第7条—第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条—第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条—第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の避難（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇.〇m、幅〇.〇m、高さ〇.〇m及び重量〇tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

- 2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

（入庫拒否）

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退居させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

（事故に対する措置）

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヶ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金のほかに、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する

(1)定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2)券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3)通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の取引を拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場に掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1)自然災害その他不可抗力による事故
- (2)当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3)管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4)第5条の規定による営業休止の措置
- (5)第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

標準定期駐車契約書（例）

全日定期駐車契約書

収 入
印 紙

全日
(または 定期駐車契約書)
夜間

株式会社〇〇〇駐車場（以下甲という。）と〇〇〇〇〇〇（以下乙という。）とは、甲が管理する〇〇〇駐車場に乙が所有する別表記載の自動車定期駐車させるため、この駐車場の管理規程に定める事項以外の事項について、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 この契約の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、乙が甲の承認を得て、翌月の駐車料金を契約期間の末日までに甲に支払った時は、契約期間を更に1ヶ月延長するものとする。
- 第2条 定期駐車料金は、この契約締結の際に收受する。ただし、月の途中において契約する場合は、日割計算による。
- 第3条 甲は、この駐車場が満車である時は、乙の駐車を拒否することができる。この場合において料金の払戻しはしない。
- 2 乙がこの契約による機関または契約期間（または契約時間）を超えて駐車した場合の駐車料金は、時間駐車料金による。
- 3 甲は、管理上やむをえない理由によりこの駐車場の供用を休止したため乙の利用を妨げたと認められる時は、日割計算により定期駐車料金の払戻しをするものとする。
- 第4条 有効期間中における解約については、原則として、既納の定期駐車料金の払戻しをしない。
- 第5条 乙は、別表記載の自動車を変更しようとする時は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 第6条 乙は、定期駐車券を他人に譲渡してはならない。
- 第7条 乙は、この駐車場の出入りにあたっては、定期駐車券を提示しなければならない。
- 第8条 甲または、乙は各相手がこの駐車場の管理規程およびこの条項に違反した時は、ただちにこの契約を解除することができる。

〇〇年〇〇月〇〇日

釧路市〇〇町〇〇番地

甲 株式会社〇〇駐車場

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

乙

別 表

自動車の表示

車両番号	車両名及び型式	車両所有者の氏名・住所	摘 要

路外駐車場休止（廃止）（再開）届出書

年 月 日

釧路市長 あて

住 所
路外駐車場管理者 氏名

次の駐車場の供用を休止（廃止）（再開）したいので、届け出ます。

設 置 場 所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
休止（廃止）（再開） の 年 月 日	
理 由	
備 考	

※ 一部休止、再開の場合は、それぞれの場所のわかる図面を添付すること。

受 理 済 副 本

様

受 理 印

貴殿より提出された路外駐車場管理規程の届出を受理しましたので、受理済副本を交付します。駐車場の営業にあたっては、下記事項に留意のうえ届出された管理規程に則り、善良な管理に努めて下さい。

記

1 諸変更の手続きについて

今後、届出された設置の内容および管理規程を変更する場合は、その都度変更の届出が必要です。

具体的には、次のような場合変更の対象となります。

設置内容 : 出入口の位置、駐車台数、構造などの変更

管理規程 : 管理者、使用時間、料金などの変更

ただし、管理者が役職名によって届け出てあり、人事異動などにより変更した場合は、届出の必要はありませんが、引継ぎを確実にこなして下さい。

2 営業の休止、廃止、再開の手続きについて

駐車場の営業を一時休止、廃止、再開する場合にも、その都度届出が必要です。

3 供用時間、料金、管理責任の明示について

供用時間、料金の明示については、駐車場法施行令において義務付けられておりますので、利用者の見やすい場所に看板等により明示して下さい。

特に、料金を車種により区分する場合は、車両の排気量、長さ、具体的な車種名を表示するなど、料金のトラブルを生じないように努めて下さい。

また、駐車場内で起きた事故については、善良な管理者の注意を怠った場合には、管理者の責任を免れませんので、あたかも駐車場側に一切の責任がないと受取れるような表示（下記の悪い例）は避け、表示する場合は、管理規程の責任に関する条項を列挙するか、下記の（良い例）を参考にして下さい。

[悪い例] 当駐車場内での事故については、一切責任を負いません。

[良い例] 当駐車場内での事故については、当駐車場の管理規程によって責任の分担を判断します。

4 駐車対象自動車の適正表示について

駐車できる自動車、あるいは駐車できない自動車の表示については、下記の例を参考に適正に表示して下さい。

[悪い例] 「外国車お断り」

[良い例] 「当駐車場に駐車できる自動車は積載物を含め、長さ〇m以下、幅〇m以下、高さ〇m以下、重量〇t以下のものに限りませす。」

(釧路市 住宅都市部 都市計画課 都市計画係)

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

釧路市長 あて

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のに供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b 車路等の面積	平方メートル	
4 必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要		a 認定の番号		
	b 特殊の装置の名称等			
5 従業員概数				
6 供用開始(予定)日				

備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 円 滑 化 及 び の 設 た 備 に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	特殊の装置の名称等

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」にいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

7 駐車場法の規定による技術基準

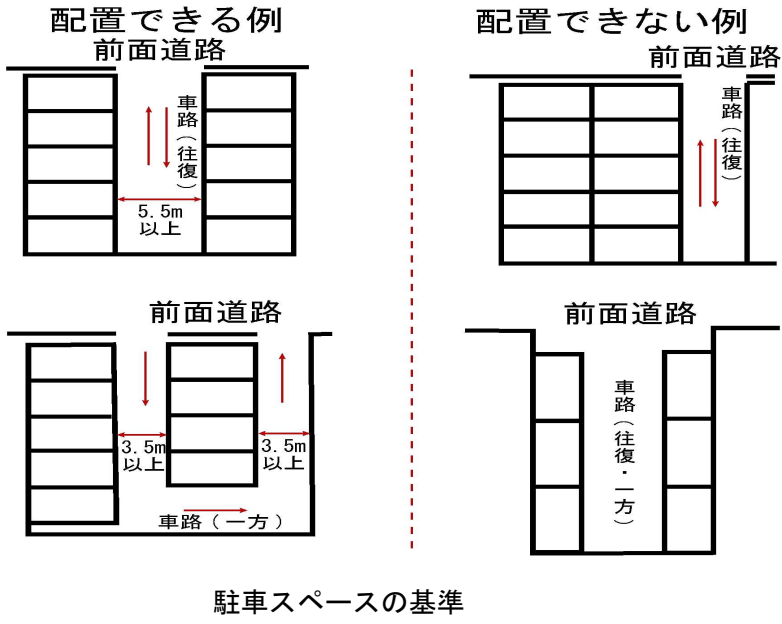
■届出駐車場チェックリスト

※ チェック項目に「建築物□」とあるものは、建築物である駐車場を示しています。

※ 各2部提出して下さい。

※ 事前に釧路警察署交通課に対して、交通安全上の協議を行って下さい。

項 目	内 容	チェック欄
駐 車 場 名		<input type="checkbox"/>
届 出 書 (省令第1条)	路外駐車場設置届出書	<input type="checkbox"/>
添付図面 (省令第1条)		
地 形 図	縮尺1/10,000以上 地形図に路外駐車場の位置を表示	<input type="checkbox"/>
平 面 図	縮尺1/200以上 a) 路外駐車場の区域 b) 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く） c) 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※建築物である路外駐車場の場合	縮尺1/200以上 a) 各階平面図 b) 二面以上の立面図 c) 二面以上の断面図	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
構造及び設備の基準	・ 法令の規定による構造及び設備の基準 ・ 建築基準法に合致しているか ・ 道路交通法に合致しているか ・ その他の法令に合致しているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目	内容	チェック欄
施行令第11条 換気装置	内部の空気を1時間に10回以上外気と交換する能力の換気装置を設けること。(床面の10分の1以上の開口部があれば設けなくともよい)	建築物 <input type="checkbox"/>
施行令第13条 照明装置	車路の路面10ルクス以上、駐車部分の床面2ルクス以上の照度を保つ照明	建築物 <input type="checkbox"/>
施行令第14条 警報装置	自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける	建築物 <input type="checkbox"/>
施行令第15条 特殊装置	特殊な装置を用いる場合は、国土交通大臣の認定があれば法令の適用を受けない	建築物 <input type="checkbox"/>
施行令第17条 供用時間等の明示	利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない	<input type="checkbox"/>
施行令第8条 車路に関する 技術的基準	<p>自走式の駐車場では、他のスペースに駐車している自動車を動かさなければ、自動車を出し入れできない配置（いわゆる縦列駐車など）は、車路に相当する部分が、全ての自動車について確保されないことから、配置することは出来ません</p>  <p>駐車スペースの基準</p>	<input type="checkbox"/>
道路構造令解説 駐車マス	小型車の駐車マスの標準寸法：幅2.3m、奥行き5.0m	<input type="checkbox"/>
福祉のまちづくり 条例関係協議	福祉のまちづくり条例関係について、担当部署への届出等が終了していること	<input type="checkbox"/>
歩道の切り下げ等	道路管理者と協議すること	<input type="checkbox"/>
道路の附属物	道路管理者と協議すること	<input type="checkbox"/>

8 バリアフリー新法の規定による技術基準

<p>移動の円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成18年国土交通省令第112号)</p>		
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和32年法律第106号）、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）及び駐車場施行規則（平成12年運輸省令建設省令第12号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p>		
<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設 (省令第2条)</p>	<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 幅員を3.5m以上確保しているか <input type="checkbox"/> 車いす使用者用の表示をしているか <input type="checkbox"/> 省令第3条に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか 	
<p>路外駐車場移動等円滑化経路 (省令第3条)</p>	<p>路外駐車場移動等円滑化経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 経路上に段差は設けていないか <input type="checkbox"/> 段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか <input type="checkbox"/> 経路を構成する出入口の幅は、80cm以上確保しているか <input type="checkbox"/> 経路を構成する通路は <input type="checkbox"/> 経路を構成する傾斜路は 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 幅を、120cm以上確保しているか <input type="checkbox"/> 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか <input type="checkbox"/> 幅を、120cm以上確保しているか（段に代わるもの） <input type="checkbox"/> 幅を、90cm以上確保しているか（段に併設するもの） <input type="checkbox"/> 勾配が1/12を超えていないか（<input type="checkbox"/> 高さ16cm以下のものについては、1/8を超えていないか） <input type="checkbox"/> 高さが75cmを超え、且、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踊場を設けているか <input type="checkbox"/> 勾配が1/12を超え、又は、高さが16cmを超え、且、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか
<p>特殊の装置 (省令第4条)</p>	<p>省令第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が省令第2条、第3条に規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。</p>	

9 関係法令一覧

- (1) 駐車場法
- (2) 駐車場法施行令
- (3) 駐車場法施行規則
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
- (7) 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令